

## 下請け孫請け

関西大学 社会安全研究センター 小澤 守

自動車メーカ大手のA社が、公正取引委員会から下請法違反として是正勧告を受けたと聞いた。新聞報道によれば、部品供給のいわゆる下請け事業者に対して不当に支払金を減額していたという。自動車メーカの親事業者の傘下にはいわゆる下請け、孫請けと称する非常にたくさんの企業群があって、自動車製造に要する膨大な部品を供給している。親事業者では国内、国外の競争力を維持するために製造コストの削減と顧客の購入意欲をそそるような新規モデルを早期に開発し市場にいち早く投入することを第一義的に重要視しているようで、経営サイドは社内的には品質管理や検査に係る部署に圧力をかけ、またいわゆる下請け企業に納品コスト削減と期限の厳守を指示することになる。このA社のケースから見ると、その指示とは事実上「命令」かもしれない。

購入者が魅力的でなおかつ安いものを好むのは当然であるが、一方でほとんどの場合、販売価格から製造や輸送コスト、管理費などを引いた残りの利益が親会社、下請け、孫請けにどのように配分されているのかなどに興味はない。またその車の品質が仕様通りになっているのかも、基本的にはメーカを信頼して、ほとんど注意を払わない。しかしそれは、市場に投入される前に、検査制度や各種の基準をクリアしていることを大前提として信じているからに過ぎないわけで、問題は購入者などが被害を受ければ初めて公になり、メディアなどを通じて大騒ぎになる。逆の言い方をすれば、事故が起こるのは決して望ましいことではないが、少なくともそれで問題が顕在化するという意味においては健全である。

下請法は親事業者と下請事業者との取引の公正化と下請事業者の利益保護を目的とした法律である。正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」といい、下請代金を製品受領後定められた支払期日までに支払わないこと、あらかじめ定めた下請代金を減額すること、買ったときなどの禁止をうたっている。今回の問題はコンプライアンス欠如だけでなく、そもそも「下請け」という意識が問題を引き起こしているように思う。親事業者と下請事業者という、表現からして上下関係を類推できそうな、最近の言い方をすればB-to-B (Business to Business) の関係性のなかで発生する各種の問題の多くは社会的に公表されることがない。そこには、親が無理を言えば子は従わざるをえないような、この関係の歪みが要因としてあるのではないだろうか。

事実、親のBでの労働者の給与と子であるBの給与は一般的には異なり、厚生施設や年金などにも差が生じる。それはもちろん企業規模に応じて収益も異なり、単位収益に対する労働者の人数もきっと下請けのほうが多いに違いないからである。だからこそ、利潤が上がったらその企業群のなかで適正な配分がなされなければならない、それが労働意欲や品質の向上へとつながるのである。それなのに両者の間には、どこか悪徳代官が領民から年貢を搾り取るような連想さえ浮かんでくる。これは極めて不健全であり、その意味で「下請法」という法律の表現さえも不健全と言わざるをえない。

電力会社などでは表向きかもしれないが「協力会社」と呼んで、その多数の協力会社構成員も含めた全体に対して安全文化の醸成を図るように努力をしてい

る。すべてを企業内に包含すると人件費などコストがかかりすぎなのと、ある程度分散しているほうが専門性の維持や経営や管理部門と現場の意思疎通がやりやすいなどのメリットがある反面、全体の統一性や技術の継承などに問題が発生している。いずれの形態が望ましいかの判断は難しいが、買ったただけでは将来の基盤を損なうことになるということは間違いない。

その昔、学校の運動会などでピラミッドを作ったことがあった。筆者などは当時体重も軽くいつも最上部に一人乗る役割であったが、一部でも適切な姿勢や踏ん張りがなければ大きく変形したり崩れたりしたものである。つまり構成員が共同して一つの形を作るのであって、最上のものだけがいくら威張っても成り立たない。ピラミッドは、全体がうまく調和し、協力体制が出来上がってこそ美しく完成するのである。

